

鳥取県新型コロナウイルス感染予防対策認証制度（障がい者施設） Q & A

Q 1. 認証、申請は事業所ごとですか？
A 1. 申請は法人ごとに行ってください。ただし認証は事業所ごとに行います。1 法人で複数の事業所を運営している場合は、複数の事業所をまとめて申請してください。
Q 2. 「事業所」とは、同一の建物、敷地で区分するのでしょうか。サービス種別は関係ありますか？
A 2. 「事業所」は、事業所番号ごとかつサービス種別ごとに1 事業所としてカウントします。事業所番号が同じでも、サービス種別が異なる場合は、別の事業所としてカウントするため、例えば同じ事業所番号で居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている事業所については、それぞれで認証申請を行ってください。
Q 3. チェックリストは法人ごとに作成する必要がありますか？事業所ごとですか？
A 3. 事業所ごとに作成してください。
Q 4. 認証書は紙で届きますか？
A 4. 原則としてPDFによって、電子申請システム又は電子メールにてお送りいたしますので、各事業所にて印刷いただき、利用者の方や関係者の方が見える場所に掲示するなどしてください。
Q 5. 申請期限はありますか？
A 5. 令和3年2月1日時点で申請期限はありませんが、速やかに貴法人内での新型コロナウイルス感染症対策をご確認いただき、申請をお願いいたします。
Q 6. 申請後は現地確認などが行われますか？
A 6. 基本的には事業者の皆様からの申請内容のみで認証の可否を判断します。